

絹西小学校改築基本・実施設計等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、「絹西小学校改築基本・実施設計等業務（以下「本業務」という。）」の委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

(1) 事業名

絹西小学校改築基本・実施設計等業務委託

(2) 事業内容

絹西小学校に係る以下の設計業務を行う。

- ・校舎改築基本・実施設計業務
- ・付属外構実施設計業務
- ・既存校舎解体実施設計業務^(注1)
- ・仮設校舎・機能移転設計業務^(注2)
- ・プール解体実施設計業務

(3) 履行期間

契約を締結した翌日から 令和9年5月31日（月）

(4) 業務委託料の上限額

68,981,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（注1）：本設計内容による校舎改築を行うにあたり、施工位置が干渉するなど直接的に既存校舎の解体工事が必要な場合

（注2）：本設計内容による校舎改築を行うにあたり、仮設校舎の設置を要する場合

3 選定方法

選定方法は、本実施要領に記載する企画提案書等を求め、提案事業者の経験並びに実施の能力、見積価格及び提案内容を総合的に比較検討し、最適な候補者の選定を行う公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）とする。

4 担当部署

常総市 教育委員会 学校教育課 学校施設係

所在地：〒300-2793 茨城県常総市新石下 4310 番地 1

電話：0297-44-6346

E-mail：gakkoushisetsu@city.joso.lg.jp

5 参加資格要件

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たしていること。また、共同企業体として参加しようとする場合、下記アの要件においては代表構成員、下記イからケまでの要件については構成員の全てが満たしていること。

- ア 過去15年間に、元請けとして学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校施設の設計業務を受託した実績を有し、後述の「10 評価項目と配点」に記載する評価項目「事務所の業務実績」の項目において項目得点が4.8点以上であること。
- イ 日本国内に本社を有していること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない事業者であること。
- エ 常総市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成10年水海道市告示第28号）の規定による指名停止を現に受けていない者及び国又は他の地方公共団体が行う競争入札への参加が停止されていない者であること。
- オ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと（再生手続き開始の決定を受けた者を除く）。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てをした者にあつては、更生手続き開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをした者にあつては、再生手続き開始の決定を受けたものであること。
- ク 常総市暴力団排除条例（平成24年常総市条例第4号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ケ 国税及び地方税の滞納がないこと。

(2) 応募条件

- ア 提出書類は、1事業者（共同事業体の構成員も含む。）につき1案とする。
- イ 共同事業体で応募する場合は、名称を設定し代表者となる団体等を選定すること。なお、代表団体等及び構成員の変更は、原則として認めない。

6 募集スケジュール

項 目	期 日
公募の開始	令和7年10月28日（火）
質問の受付	令和7年11月14日（金）まで
質問に対する回答	令和7年11月21日（金）まで
参加意思表明書等の提出期限	令和7年11月25日（火）から 令和7年12月 4日（木）まで
一次審査（書類審査） ※応募者が5者以上あった場合	令和7年12月 5日（金）【予定】
一次審査結果通知	令和7年12月 8日（月）【予定】
二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施	令和7年12月18日（木）【予定】
二次審査結果通知	令和7年12月22日（月）【予定】
契約締結	令和8年 1月上旬【予定】

7 実施要領及び仕様書に関する質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問書（様式第11号）により電子メールにて下記の提出先へ送信すること。

(2) 提出先

「4 担当部署」へ提出

送信後、必ず電話により受信の確認をすること。

(3) 受付期間

令和7年11月14日（金）午後5時まで

(4) 回答方法

令和7年11月21日（金）までに質問回答書としてとりまとめ、随時市ホームページ上に掲載する。なお、回答に当たり、質問をした者の社名又は名称等は明らかにしない。また、質問内容に事業者が特定されるものがある場合は、回答から除外することがある。

(5) その他

ア 上記の受付方法及び受付期間以外の質問は、一切受け付けない。

イ 回答の内容に疑義がある場合でも、市はそれ以上の質問に回答しない。

ウ 回答内容は、募集要項等の追加又は修正とみなす。

8 参加意思表明書等の提出

本プロポーザルへの参加する者は、下記の提出書類等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加意思表明書（様式第1号）

イ 共同事業体届出書（様式第2号）（共同事業体の場合のみ）

ウ 会社概要（様式第3号）

エ 業務受託実績（様式第4号）

オ 業務実施体制届出書（様式第5号）

カ 予定技術者の経歴等（様式第6号）

キ 業務実施方針・体制及び手法等（様式第7号）

ク 工程表（様式第8号）

ケ 業務の理解度及び設計コンセプト（様式9号）

コ 評価テーマに対する具体的提案（様式10号）

サ 納税証明書等（法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税及び市町村税（主たる事務所を有する所在地のもの）

シ 見積り（任意様式 ※A4版で作成すること。基本設計において内訳額及び合計額を記載し、実施設計においても同様に内訳額及び合計額を記載すること。）

ス プレゼンテーション及びヒアリング参加者（任意様式）
セ プレゼンテーション用電子データ（PDFファイルとする。）

（２）提出期間

令和７年１１月２５日（火）から

令和７年１２月 ４日（木）午後５時まで

（３）提出方法

持参又は郵送により「４ 担当部署」へ提出すること。持参の場合は土日、祝日を除く午前８時３０分から午後５時までに提出すること。また、郵送の場合は一般書留又は簡易書留により提出期間内に必着のこと。

（４）提出部数

アからカ：原本１部

キからコ：原本１部，副本１１部（副本は複写可）

※提出書類は，インデックスを付け，簡易なＡ４ファイルで上記部数を提出すること。

サからス：原本１部

セ：メール等で提出すること。

（５）「４ 担当部署」に提出すること。

９ 説明会の有無

本プロポーザルに係る説明会は行わない。

10 評価項目と配点

(1) 一次審査（書類審査）

事務局による書類審査を行い、参加者が5者未満の場合は一次審査通過とする。

なお、参加者が5者以上の場合は、提出された書類の下記評価項目（「事務所の業務実績」、「配置予定技術者の資格及び業務実績」、「見積価格」）において書類審査を行い、得点の高い上位4者程度を一次審査通過者として選定する。

※審査結果については、電子メール及び文章にて事業者あてに通知する。

※通過、不通過を問わず、参加意思表明書を提出した全ての事業者へ通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

一次審査通過者により提出された技術提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査を行う。選定結果並びに採点結果については文章（郵送）により通知する。なお、選定結果に対する異議は、一切応じないものとする。

(3) 審査評価基準

評価対象	審査基準	配点
事務所の業務実績 (様式4号) ※共同企業体の場合は代表構成員の実績に限る。 ※協力事務所（再委託先）の件数は該当しない。	学校施設建築（1案件当たり計延床2,000㎡以上の校舎群、小中高に限る）に係る基本・実施設計業務の実績 (過去15年以内の実績に限る) (記載の実績5件までの合計を本評価項目の評価点とする。) 実績件数 [0. 2] (基本設計のみ [0. 08], 実施設計のみ [0. 12])	20
配置予定実務技術者の資格及び業務実績 (様式5・6号)	建築（総合） 一級建築士 [1. 0]	1
	建築（構造） 構造設計一級建築士 [1. 0], 一級建築士 [0. 8]	1
	電気設備 設備設計一級建築士 [1. 0], 一級建築士 [0. 8], 建築設備士 [0. 6]	1
	機械設備 設備設計一級建築士 [1. 0], 一級建築士 [0. 8], 建築設備士 [0. 6]	1
	土木関連 技術士（総合技術監理部門又は建設部門） [1. 0], RC CM（都市計画及び地方計画部門又は造園部門） [0. 6]	1

テーマに対する提案 (様式9, 10号)	【評価テーマ1】 学習環境を充実させる校舎づくり	・普通教室と一体利用可能な学年ごとのオープンスペース ・将来的な学年クラス数変更に対応可能なフレキシビリティ ・学習内容によっては授業に集中できる普通教室 ・その他, 多様な学習活動を実現する施設環境	2 3
	極めて高い [1. 0], 高い [0. 8], 普通 [0. 6], やや低い [0. 4], 低い [0. 2]		
	【評価テーマ2】 毎日行きたくなるような校舎づくり	・旧校舎を想起させる外観意匠と, 内装の木質化利用 ・豊かな共有空間の創出	2 3
	極めて高い [1. 0], 高い [0. 8], 普通 [0. 6], やや低い [0. 4], 低い [0. 2]		
	【評価テーマ3】 敷地利用計画の有効性	・既設/継続利用校舎との連携・調和 ・敷地全体利用計画の整合性 ・適切なゾーニングと使いやすい校舎配置	2 3
	極めて高い [1. 0], 高い [0. 8], 普通 [0. 6], やや低い [0. 4], 低い [0. 2]		
	【評価テーマ4】 イニシャルコストの縮減	・施設整備にかかる建設コスト抑制策の具体的提案 ・容易な工事施工性, 工種・材質の単純化への技術的提案 ・実用性, 機能優先かつ床面積の圧縮縮減提案	2 3
	極めて高い [1. 0], 高い [0. 8], 普通 [0. 6], やや低い [0. 4], 低い [0. 2]		
	【評価テーマ5】 長寿命化・ランニングコストの縮減	・高耐久材料の利用, 高い対漏水対策 ・維持管理の容易さ ・点検メンテナンス性の向上提案	2 3
	極めて高い [1. 0], 高い [0. 8], 普通 [0. 6], やや低い [0. 4], 低い [0. 2]		

見積価格	委託上限金額に対する予定価格で評価する。		10
	見積予定価格	評価点	
	委託上限金額の98%以上	0.2	
	委託上限金額の96%以上	0.4	
	委託上限金額の94%以上	0.6	
	委託上限金額の92%以上	0.8	
	委託上限金額の92%未満	1.0	
合 計			150

※上記表中の [] を評価点とする。

※[評価点]×配点を各審査項目の得点とし、各審査項目の得点の合計を総得点とする。

(4) 候補者の選定方法

提出書類等並びにプレゼンテーション及びヒアリングの評価結果に基づき、契約候補者及び次点候補者を選考する。

ア 失格者を除いた者のうち、「審査基準」に基づき評価した総得点合計が最も高い者を優先交渉権者として、二番目に高い者を次順位交渉権者として選定する。

イ 参加事業者が1者のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

11 契約手続

(1) 仕様書及び契約候補者の企画提案書等の記載事項を基本に協議の上、常総市契約規則に基づき契約を締結するものとする。

(2) 企画提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、優先交渉権者との協議により締結段階で項目を追加、変更及び削除することがある。

(3) 優先交渉権者が「5 参加資格要件等」を満たさないと判明したとき、又はその他の理由により契約の締結が出来ない場合は、次順位交渉権者と契約の交渉を行うものとする。

12 失格となる提案者

- (1) 資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が委託料上限額を超えている場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 審査に対し不当な要求を申し入れた場合
- (7) 委員会委員に個別に接触した場合
- (8) 他者の提案図書を盗用した疑いがある場合
- (9) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員会が失格であると認めた場合

13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、全て応募事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、応募事業者に帰属する。ただし、本市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (3) 提出書類の返却は原則行わない。
- (4) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (5) 提出書類等に記載された個人情報等は、本業務の候補者選定のために使用し、その目的以外には一切使用しない。
- (6) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51条）によるものとする。
- (7) 本業務の実施に当たっては、提出資料に記入した配置予定の管理技術者及び照査技術者を原則として変更することはできない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を市から得るものとする。
- (8) 本件に関わる情報公開請求があったときは、常総市情報公開条例に基づき、提出書類を開示する場合がある。
- (9) 審査に対する異議申し立ては出来ないものとする。
- (10) 契約後、基本設計業務期間内に、「2 事業概要」における(注1)、(注2)等の方針が本プロポーザル公募提案から変更になった際、契約金額の増額変更は行わないものとする。